

制度の部品としての「内部」

——西欧～近代における——

立岩 真也

意識・意志・能力といった個体の「内部」は、いつも自明に社会に存在するものではなく、社会の中で参照されることによって、不可視性を孕んだまま、むしろそれを積極的な契機として、実定性が獲得され、それがまた社会の作動を規定するのだと考えられる。本稿は、このような視角から、西欧社会—近代社会、その中での諸個人の態様を記述しようとする試みである。そこでは、「帰責」「主体化」「矯正」という複数の作用、その対立的・相補的な関係が取り出され、さらに、これら諸作用において近代内部に走る断層の存在を確認しつつ、より複雑な諸戦略の複合・交錯において、社会が捉えられるべきことが示唆される。

- I はじめに
- II 内部の不在
- III 内部という存在
 個性・不可視性
 外部・内部—内部・外部
- IV 制度の部品としての内部——西欧
 外部の制度の破壊～
 「帰責」「主体化」「矯正」 …内部断層
 └ 介入 ┘
 諸戦略の交錯

分析として内部を検討するには満足すべきものではない。なぜなら、それはある制度のもとで個体の内部が参照されるという事実を捉えず、例えば社会と個人との対立という図式をとることで（秩序の拘束性と個人の主体性…）、それ自体が対象たる社会—近代社会の渦の中に巻き込まれてしまい、その分析を十分には行えないからである。設定された対立図式の中のどれをとるかといった「決断」の場に、安易に理論を導入することなく、対立の発生する場と、その対立あるいは並存の効果を測ることが先決である。

I はじめに

従来、社会学において個体、個体の内部、内面は概ね以下のように捉えられてきた。i. 自明なものとして理論の前提とされる。i'. 個体と社会という対立の中で、例えば、革新という性格をまとう項としてたてられる。ii. 「自我論」としてその真実が知られるべきものとして探究の対象とされる。ii'. その「発生」が社会的な相互作用の中で探られる。このどの方向も「社会」——ここでは近代社会——についての

そのために、しばしば前提として所与化される概念の検討——概念の本体を探るというよりは、当の概念に現に付与されている意味内容の明示化——と、（この検討のためにも）歴史的あるいはより広く比較社会的視野が必要である。だがそれは、iii. 「近代化論」と呼ばれる領域において主題的に分析されてきたことではないか、といわれるかもしれない。しかし、その分析も十全なものとは考えられない。というのもそれは、それがときにある主体の形を真理として提示してしまうということを別にしても、

しばしば単一の人間類型の（自生的な）成立と
いった把握に帰着し、諸個体を巡る戦略の複数
性、錯綜を十分に記述してはこなかったと思わ
れるからである。そして、iii'。「主体」（の「解
体」）に言及される近年の言説の多くについて
もこのことは妥当する。あるいは、そこでは主
体という語が、多様な合意をもったまま、ある
いは明確にされないまま、使用されているので
ある。

本稿では内部＝個人の内部を、規範がその個人
を捉えることができる鉤として捉え、内部に与
えられる諸性質によってどのような規範がどの
ように作用することになるのか、またそれらの
諸性質―諸規範相互の関係はどのようなものか
を記述する立場がとられる。具体的には西欧社
会の歴史が対象となる。というよりは、西欧社
会～近代社会を捉えようとするのに、この視角
から分析することが有効であると考えるのである。

以下、IIとIIIでの若干の前提的な考察の後、
IVで西欧社会を対象とした記述、むしろ記述＝
分析への試行がなされる。それが今後なされる
諸領域の探索の一つの前哨点となりうるとすれ
ば、本稿の目的は達せられている⁽¹⁾⁽²⁾。

II 内部の不在

どのような社会にも事象の生成・連鎖・消滅
についての認識が存在し、またなすべき／なさ
ざるべき、許容される／許容されない行為につ
いての認識が存在する。

社会的な行為はこれらの認識・予期に基づい
て行われるが、その認識・予期について、それ
が存在する（従ってそれに基づいて行為する）
という以上の表象・説明・正当化が存在しない
場合と、存在する場合がある。

説明・正当化は、多くの社会において、1.空

間の分割の表象と、2.超越的存在に対する信憑
の中で行われる⁽³⁾。

以上に他の事象と別の位格をもった存在とし
ての人間、人間の内部が含まれる必要は必ずし
もなく、また事実含まれていない場合がある。

まず、規範が外的な行為だけに照準する場合。
社会の成立を行為のある定型的な織り合わせり
として捉えることができるなら、この準位での
規範がある形をとれば、社会は存在することが
できよう。

次に、事実として、個体の内部が参照されな
い場合をいくつかあげる。

責務の賦課が行為の外形をのみ基準にしてな
されることがある（法論にいう「結果責任」）。

次に、規範が個体を指定しない場合がある。
例えば個体の生の範囲を超えた（前世、祖先の
行いに対する、集団を単位とする…）因果応報
の観念。責務の客体が集合である場合（法論に
いう「連座制」「縁座制」）。いわゆる「帰属主
義」。ここでは多くの場合、各個体の内的な状
態が顧慮されていることはいえないだろう。

さらに、ある行為が社会体に対する〈外部〉
の侵入によって引き起こされたと観念される場
合（上述の1.）には、その〈外部〉性の個体の
内部への侵入が観念されようが、その内部は積
極的に規定されるものではなく、単に行為者は
この〈外部〉性が侵入し、やがて去っていく
「器」にしかすぎない。

以上は網羅的なものではなく、また事項以下
との対応が十分に考慮されたものでもないが、
ひとまず、内部への参照が社会の作動にとって
普遍的な契機でないことを確認した⁽⁴⁾。

III 内部という存在

この項では、内部はどのような性格をもつ

か、持つとされるのかを、IVでの記述で考慮すべき点を提示するために、そのための最低限において、確認する。

個性・不可視性

1 個性

本稿で内部とは、個体の内部である。個人の内部であるということの論定は理論的には様々な困難を抱えていようが、ここで内部は、個人の身体の内側、そこに定在する何か、という社会内の表象の水準で捉えられるものである。

2 不可視性

内部は外界の物のように可視的なものではない（また音声のように聴覚可能なものでも…）ない。

かといってそれは全く知られないのではなく、それを知るいくつかの手段があるとされる。

以上は内部の基本的な性格であり、自明とも思われようが重要なことである⁽⁵⁾。

内部はどのように発見されるのか。反省によって発見されるものと、それによっては発見されない、あるいは真であることが保証されないものがあると考えられる。このことを考慮しつつ、次に、内部の分割について、また内部と外部の諸項の関係についていくつかの点をあげる。

外部・内部—内部・外部

1 内部→内部

α 知る・知られる

β 制御・被制御

前者について。私が私をみるという二元性から、私が私をみる、その私を私がみる、という無限背進の可能性が帰結する。このことから、私を最終的に見尽くすことはできないという意味で、私にとっての不可視性は消滅しない。また、私が私の内部を探る時に、私は実はその内部を隠したいのかもしれない、最終審としての私

を私はみることができないのだから、発見された内部が真実のものかどうか本当には分からず、私は実は真実を隠蔽、あるいは偽っているのかもしれない。ここで、みる私の他者に対する絶対的な優越は存在しない。

反省、その反省されたものが内部のものとして自覚されること、さらに反省の自覚、さらに上述の遡行が、当事者において常になされるとはむろんいえない。

この不可視性、決定不可能性により、反省が始まる限り、内部の存在を否定できない。ここから、内部の普遍性を主張することが可能である。

以上からこの連鎖における他者の存在の重要性が理解される。

2 内部→外部

α 意図（意志）的行為

└ α' 内部の表現・報告

β 能力・性質の現われ

意志・能力は外部への現われに対して原因であり、前者により後者が規定される⁽⁶⁾。この意味で、前者は後者に対してメタの単位にある。

α' についてはもちろんだが、外部によって内部が知られる（ことがある）。結果によって原因を知ることができるからである。だがそれは保証されない。虚偽の可能性があるからである。

α は $1-\alpha$ を前提する。でなければ、 β との差異を見出すことは困難である。（ α' は表出の意図→表出行為という連鎖に、表出される内的状態→表出されたものという連鎖が加わる。）

ここでまず内部は当の主体にしか知られない。だが、この連鎖が一般に存在するということが認められ、そして虚偽の可能性が認められているときに、個々の意志の存在は当人の報告に求められるのではなく、外部基準によって判定さ

れることになる（例えば法における権利・責任能力の判定）。

β について。能力・性質は、外部への現われによってしかその存在・内容が確証されない。当人の報告は、これを判断する最終的な拠り所ではない。

後述する帰属—帰責の構制では、とりわけ内部の第一次性、つまり、能力・意志が最終的に内部に発源点をもっていることが重要である。

3 外部→内部

内部がその外部によって規定されていると考えられることがある。

これは、上述の内部の第一次性、強くとった場合の個性性、に対して破壊的に働きうる。

何によって規定されているのか、それが人為的に変更可能なものか、そうでないのか、についての了解は様々であり、それは内部に対する関与、関与の態様に影響する。

4 行為→外部

行為と行為の結果の因果関係が、例えば刑罰を課す上での正当性を巡って問題になることがある（法論での因果関係とはこの連鎖を指す）。この連鎖について本稿では扱わない。

さしあたり内部の性格の規定として以上のものがあげられた。各々に、またその組み合わせに、いくつかの選択的な項があり、どれが選択されるのかによって、帰結する効果が異なりうる。ただこのとき、看過すべきでないのは最初にあげた不可視性の契機であり、また1で述べたように、当の主体にとっても不可視性は除去されないことである。つまり、この不可視性によってその性格の決定は困難になるがゆえに、多様なものが例えば並存するということが可能であり、何が充填されるのかということもまた可変的である。

IV 制度の部品としての内部——西欧

以下では、西欧社会、とりわけその近代が記述対象となる。

まず、内部の諸性格と既存の制度の破壊の関連を概括的に取り出す。次に内部を巡る複数の諸個体への作用が、「帰責」と内部への介入（「主体化」「矯正」）として取り出され、その歴史的な変位、諸作用の前提における対立が記述される。

「外部」の制度の破壊

多くの宗教は保持すべき外形を指示し、またそのことによって自らの同一性を確保する。キリスト教が当初その一分派であったところのユダヤ教も概ねそうだった。キリスト教はそういった空間から離脱する、とは言えないとしても、それを屈曲させ、別の空間を提示する。キリスト教は罪が構成される場所を個体の内部に移行させたのである⁽⁷⁾。

キリスト教はこのことによって普遍性を獲得した。第一に、（発見されようとする限りでの）内面の存在の普遍性と、（同様に在るのではと疑われる限りでの）内面の罪の否定不可能性によって、あらゆる人間に対して効力を持つ（可能性を有する）という意味での普遍性。第二に、各人の身体を具体的に拘束する諸規範を必ずしも否定することなく、別の準位、しかも具体的な行為に対してメタの位置に立つ抽象的な準位としての内面に教義を定位させることにおいて獲得される、個別規範の具体性に対する普遍性。そしてこの逃れがたい罪を赦す神をここに置くことによって、キリスト教は普遍宗教たりえた。しかもこの教義は、（内面が個体の内面である限りにおいて）人間を集団として捉えるものではなく、個別の存在として取り出し、さらに

— 救いへの導きにおいて — 個々別々に作用するものである⁽⁸⁾。

以上の2つの意味での「普遍性」と2つの意味での「個別性」は矛盾しない。あらゆる人間に作用し、また個別の具体的な規範に対して上位の位置に立つ、そして個々の人間を別々の存在として取り出し、またその個別の存在に作用する規範、の可能性が開かれたのである。

恐らく、上述のような構制は、Paulo, Augustinus といった人々の言説の水準においてはともかく、西欧世界に当初より定在していたわけではない。それは、何時、どのような場面に現れてくるのか。

例えば刑罰の領域では、行為＝統一体の損傷、制裁＝その回復、といった観念が根強く存在する。ここからの転位は12世紀後半から13世紀前半にかけて現れる。行為の外形における違背→秩序回復の儀式としての制裁という観念が失われはじめ、行為者が倫理的に非難されるようになるのである。

この時期は、諸集団の並立、そして集団内での制裁、と集団間の争い、より上位の権力体が存在する場合でもその調停としての裁判、という状態からの変容期にあたる。すなわち、12世紀後半以降、貨幣経済の進展・商業の発展によって諸権力体間に格差が生じ、既存の権力秩序が変容するとともに、より広範囲・高次の平和領域が要求され、既存の諸集団の解体、統合を通しての、より広域に及ぶ中心を持った権力圏が徐々に成立していくのである。

ここで、個人の内部への遡及は、行為が集団の中で意味づけられる状態を除去し、背後を持たない個人を取り出し、その個人を個人として中央権力の下に引き出すことに可能にした点で、この変動の方向に適合する、あるいはそれを可能にするものであった。それは、民事と刑事、

刑罰と損害賠償の分離、権力者による報復と威嚇という姿をとり、実刑を主とする「刑罰」の、誕生として、また、糾問手続き、すなわち被害者の告訴をまたずに裁判権力者が犯人を職権的に追及・逮捕し、立証・裁判する手続きの登場として、現実のものとなる⁽⁹⁾。

この時期はまたキリスト教会において「告解」が最終的に制度化された時期でもある。先にみたキリスト教の教義が実定的なものとして存在しはじめる⁽¹⁰⁾。

経済・私法領域では、より後の時期、家・集団の並立・重層として生産・流通が構成される社会から、個々人を起点として構成される社会への移行期に、個人の内部を参照する言説、内部への攻略が顕在化する。ここにも、可能的には個体のすべてをその普遍性＝平等性において各個体として指示しつつ、同時に個体の差異においてそこに介入する、といった戦略が認められる。この諸作用が以下では確認されていくことになる。

「帰責」

上述した内部への遡及の構制から、まず帰属＝帰責の構図を取り出すことができる。すなわち、ある行為に対して、ある個体（の内部＝意志・能力）がその原因であるがゆえに（原因が帰属されるがゆえに）、当の個体が、その行為、行為に起因するとされる結果に対して権利・義務を負う（帰属される）という構図である。

論理的にこの原因は最終的＝第一次的なものでなくてはならない。でなければ帰責の宛て先は当の個体から外れてしまうことになるからである。この最終的な原因は、例えば自由意志と呼ばれる⁽¹¹⁾。

この帰責の構制は、様々にある、ありうる帰属＝帰責の観念（→Ⅱ）を除去し、背後に何も

有しない存在としての個人を残す。

このような観念は固有にキリスト教のものではない。例えば、古代ギリシアの哲学者たちが自由意志と責任といった問題について議論している。だが、罪性を巡る観念の深刻さはキリスト教に固有のものといえよう。内面に教義が照準するとき、内部と外部は分かち難いものとして意識される。それとともに、唯一絶対神の信憑のもとでの神義論の問題がこの構制を余儀なくさせる。自由意志の存在は、それが存在しないならば人間に対して罰を加える正当性が調達できないという理由から要請されるのだが、とりわけ善なる神の存在と悪の存在の調停のため——神は全能で善なる存在であるのになぜ悪が存在するのか——、別言すれば、全能の神の支配のもとで人間が罪を負うことを正当化するために必要とされる。すなわち、個人と神とを切断し、さらに他の一切のものとも切断するために自由意志の存在が主張されるのである。

この自由意志—帰責の構制は、神の存在と悪の存在という神義論の問題を外して、近代に継承される。まず古典的な道徳論として。そして刑罰の領域では、近代刑法理論の一つの基礎をなし、現代に至るまで（とりわけ「後期古典派」（「後期旧派」）と呼ばれる刑法理論のなかに）引き継がれていく。

経済の領域においては、まず、「神の貧民」という観念から、個人に帰属される「怠惰」による貧困という観念への移行が、16世紀から17世紀にかけて認められる。ここで貧困は個人に起因するものであるがゆえ、他者はそこに介入する必要はない、とされることになる。

さらに、自己原因—自己所有という論理は、私的所有の正当化の言説に用いられる。典型的には Locke の自己労働による自己所有の正当化の議論がそれであり、また Kant の（少なくと

もその初期の）議論もほぼ同様のものである⁽¹²⁾。

また、所有・契約の権利・義務の宛て先としての「法的人格」がすべての個人に認められる状態（「一般的権利能力」）への移行の正当化の場面でも、自由意志→帰責の論理が用いられる。まず個々人が権利・義務の帰属先であることが帰結されるとともに、権利能力の一般性が内部の「普遍性」によって調達されるのである。

近代においてこの帰属—帰責の構制は、個人の内部の改変をもくろむものではない。帰責のある形態が調達されることだけがここでは問題なのである。内部が言及されるが、関与される項は行為の外形—その結果である⁽¹³⁾。むしろ、内部が他者によって改変されるならば、その内部は当の個体のものでなくなり、この構制に対して危険であることになる。

内部断層

このようにまず、内部への遡及は、歴史的連続性において捉えられた。だが、そこに見られる変位を見逃すべきではない。

中世の神学者の思想を検討すると、内省—罪の自覚—神による救いという観念とともに、秩序（神—自然—社会）に包摂された人間という観念の存在（むしろ独自の存在としての人間の不在）が認められる。

この2方向の把握は人間における人間本性の存在と墮罪によるその腐敗として繋がれる。そしてどれほどを失い、どれほどを残しているかについて様々の立場が存在する。（救いにおける能動性を主張するのは、むしろ人間の善なる自然本性の存在を強く信憑する立場であり、具体的には善行の積み重ねによる救いを指向することになるが、この積善→善き報いという観念は多くの社会に見出されるものであり、内省、個体としての自覚に向かうものではないのであ

る。

William of Ockham (1300頃-1349/50), さらに遡れば Duns Scotus (1266/74-1308) において, 上に記した後者の契機が次第に失われていくのが認められる。すなわち, 人間と神—秩序の自然的な紐帯が存在するとは信じられないようになる。

この時, 人間と神との関係は仲介物を奪われて2つの方向をとる。1つには, 人間の神への能動的な働きかけを強調する立場—先の能動性を強調する立場とは位相を異にするが, しばしば混同されることにもなる—, 1つには, 神からの一方的な関係を主張する立場である。プロテスタンティズムは後者の方向を進む。人間を取り囲む秩序がとり去られ, 私が私を凝視するという構制が純粋な形で現れる。内面, 内面の罪を徹底的にみつめ続け, もはや確実には聞くことのできない神の救いの声を感じようとする過程を経て, Luther はその教義を編み上げる。

自然と人間との切離。能動性と反省 (ユマニスムとプロテスタンティズム…)。中世末から伏在し, 17世紀に顕在化するこの動きが, 従来, 近代的人間の誕生として語られてきたことである。だが, むろんここでは, 最終的な神の規定は除去されず, 私を反省する主体=主観は最終的な審級とはならない。

法論を辿ってみると, 上述した過程との並行性と同時に差異が見出される⁽¹⁴⁾。S. Pufendorf (1632-94), C. Thomagius (1655-1728), C. Wolff (1679-1754) といった近代自然法学者にも自由意志—権利能力の概念が見られるが, 彼らにあっては未だ中世的な人間—自然 (社会) の連続性の観念からの離脱が完全でなく, 権利能力は現存する身分制的—具体的秩序から分離していない。つまりここでは, 自らの行為を制

御する意志が自然とみなされている。そしてその自然は既定の秩序と連続したものである。その結果, 行為が既定の秩序の範囲に収まるのが自明のものとされる。また, 自らに対する主観はそれ自体主題化されることがない⁽¹⁵⁾。

ここからの変位は18世紀と19世紀の変わり目にあると考えられる。ドイツにおいては, Kant がその境い目にいる。意志の概念が, その背後との連続を完全に断たれ, それ自体として浮き上がる⁽¹⁶⁾。いいかえれば, 主体と状況の分離—社会学の古典的な範疇—が完遂されるのである。ここで, 内容的に何を私がなすのか, 私を何にするのかはあらかじめ定まっていない。個々人を決断の場におくことによって, 具体的な規範の可塑性が獲得される。

この背後との切断。そして, この構図が存在しないとみなされる人間に対するその教化 (～啓蒙としての「主体化」)。とともに, 19世紀, 人間についての経験的な科学が現れる (～「矯正」における変容)。この先験性と経験性の, 互いに無関係でないかもしれない出現, そして両者の間の循環。おそらく, この断層が, この節にとりあげる諸作用の中に走っている。だがこの主題については, 十分に検証することができない。稿を改めて考察する必要がある⁽¹⁷⁾。

介入

近代における帰属—帰責の構制はまず権利・義務を (ある) 個人のものとするを正当化するのであり, 個人に対する積極的な介入を帰結せず, むしろ両者は排反するものとされる。またそれは, 近代資本制・近代法の正当化に用いられるのであり, 当の社会の成員の信憑にそれがもたらされることは必須の要件ではない。

だが, 介入の諸戦略が, 近代に, その当初から存在することを事実としてまず認めなくては

ならない。「社会化」といった現象は、社会の成立とともに存在しようが、16世紀以降、旧社会から離脱する人々に対して、あるいは離脱させるために、そして新たな空間に繋ぐために、またそこに繋ぎとめられず離脱する人々を再び回収するために、様々な場所で、個人への介入が始まる。ここで社会、規範が分裂を起こしているのであり、しかも、その分裂のもとで一方から他方への攻略が問題になってくるのである。この事実とその効果を見無視すべきでない。そしてそれは内部についてのある措置に基づくものであり、また帰責の構制において措置される内部の性質とも微妙な関係を取り結ぶことになるはずである。以下では「矯正」と「主体化」をあげる⁽¹⁸⁾。

「主体化」

内部はいつも私に現れてくるものではなく、発見が促された時に発見されるものである。しかも、他者の名指す私の内部と私の見出した私の内部のいずれが真実か決定することはできず、他者の介入に内部は開かれている。内部の発見を促す、さらに内部の内容を教唆する、私の内部が外部に対する原因であることを私に示唆する、こうした諸作用を「主体化」と呼ぶ。

キリスト教の言説を、内部の存在を前提するとともに、それ自身内部（の罪）の発見を促し、その内容を教唆しもする「主体化」の教説として捉えることができる。さらにキリスト教は、それを確実にするために、「告解」の制度を導入した。行為、内部を反省として取り出すことが促されるとともに、それは常に私の内部の罪、内部の罪に起因するものとされるのである。

この技術は、近代にうけつがれる。例えば18世紀末からの監獄の改革においては、独房での孤独が推奨されるが、それは、他の囚人との交

流を遮断するとともに、自らの罪を発見させるためである。

ここでは、内部、内部の罪は前提される。それ自体は直接的な介入の対象とならず、まずそれが発見されることが目的なのであり、その発見は——介入を受けつつ——自発的である。そして発見は反省、改心へと導かれるとされる。

次に——注意深くみるなら、ここに先述した断層が発見できると思われるのだが⁽¹⁹⁾——、内部→外部、従って外部による内部の価値づけ、という構図の、教唆の局面がある。それは、能力という項において顕著であり、また重要である。この構図が知られていない時に、まずそれを知らせる、それを正当なものとして教唆することが問題になるのである。

先述した個体への帰責は、市場関係及び法の中に定在する。当の個々人が自らをどのようにみなそうと、契約において、法のもとで、彼らは帰責主体とみなされる。個人への帰属—帰責の観念が社会の全成員に分掌されていないとしても、帰責主体の構制は社会の全域を覆っている。だが帰属—帰責の観念は、個々の成員に知られ、その信憑にもたらされるときに、——この個人への帰責の規則を正当なものとして支持させ、堅固なものとするだけでなく——現にその個々人の行為を——外的な制裁（の予期）を介さずとも——水路づけ、また自らを、また他者を外部によって内部が表示される、そういった存在としてみなさせしめるものでもある。

そして外部に現れる行為は、時間の上にか開かれている。だから、内部—外部が対になっていると了解されていれば、内部の価値の対自・対他的な表示のために、外部の堆積、向上が帰結することになる。これはいわゆる「帰属主義」のもたらす社会の定常状態への固定と全く異なる、社会の「成長」をもたらす。

キリスト教は内部→外部の構制をとり、個人を行為の責任者として名指す。だが、その教義の中心は外部の行為ではなく内部に向かう。内部の罪を発見させることがまず重要なのであり、積極的な行為の統制は問題とならない。ところが、カルヴィニズムにおいて、奇妙な道筋を通じてであるが、内部→外部の結びつきは行為を積極的に統制するような形をとることになる。

救いは予定され、しかもその内容を人は知ることができない。信徒は、地上における神の栄光を増す行いをなしていることがその者が救いに選ばれていることの現われであるという観念のもとで、労働に励む。これはいわゆる功德・応報思想とは別のものである。応報の観念においては、外的な行為は主体の内部を通過することなくその結果に達するものとされる。だがここでは、外的な行為は、主体の特性の、精確には神により主体に刻まれた特性の現われである。これを逆に辿れば行為によって主体の性質が知られる。この特性を与えたのは神だが、神は人間と隔絶した位置にあり、私はその特性を実質的に私のものとして受け取らねばならない。そしてその特性を私は知りえないのだから、行為、行為に対する不断の反省によってそれを確証していくよりない。決定論であるが、不可視性によって、諦観ではなく行為が促される。

カルヴィニストは、こうして不可視の内部→外部、外部によって知られる内部という構制を獲得し⁽²⁰⁾、それゆえ、自らを近代資本制の中で優越した地位に立たしめ、また近代資本制の成立、発展に寄与することになったといわれる。だがむろん、彼らは社会の部分を占めるにすぎない。では、その他の部分にとってこの構制はどのように入りこむのか。

まず、帰責の機制が普遍的なものとなること自体が、この帰責の観念に対する承認、正当視

を獲得するのだともいえる。すなわち、法は個人を取り出し、個人に呼びかける。市場では、労働力の売却→交換のその時点において、個人が、どれほどかのその者の能力を有する個人として現れる。このような不断の呼びかけ・規定によって、個々人は、自らそして他者を、外部によってその内部、内部の価値が知られる、そのような存在として見なすことになる。

だが実際には、統治者や企業家は、このような主体の構制を自らのものとし、人々の大量の存在をみる。ここに、自覚的な主体化の諸作用が現れる。

その典型を、19世紀以降の公教育の展開過程にみることができよう。そこでは、能力主義を正当のものとして教えることが目標となる⁽²¹⁾。また実際に、能力を測定し、それを個体に返すこと、それに基づく選抜を行うことを学校という装置が担当することになる。

ここでは、内部→外部の構制自体が教唆されるのであり、内部自体は介入の対象ではなく、またこの構制を採用するか否かは、最終的に主体の側に保留される。しかも、その内部を発見させるのは、実はこの装置自体である——能力は外部によって知られるのであり、外部に基準を設定するのは当の者ではない。諸個体は装置に吸収されるが、この内部は当の者に残されている。教育の装置はこうした巧妙な装置である。

「矯正」

個々人の内部を改変＝改善する作用としての矯正は、基本的に、あるものが個人に内属していることを前提する。でなければ、内部を改善するといったことが成り立たない。その上に内部の「可変性」が前提される。だがさらに、矯正は外部からの作用によって個人の内部を形成あるいは変形させることである。これは帰属一

帰責における内部の第一次性と微妙な関係を結ぶことになる。

16世紀以降、西欧の各地に貧民・浮浪民の収容と矯正を意図する「矯正施設」が建設される。また18世紀後半より、この施設の理念を引き継ぎ、矯正を目的とする行刑の改革が行われる——監獄の改革、あるいは誕生⁽²²⁾。ここでの諸戦略の重要な部分をなすのは、厳格な規律と重労働による統制である。すなわち外部＝身体の規律化による精神の改変がめざされる⁽²³⁾。

既述したようにこの時期はまた貧困・犯罪の原因として怠惰が措定された時期である。この時、個体に帰せられる怠惰とその矯正がどのような関係を結んでいたのか。論理的には両者は排反するように思われるが、事実としては並存している。ここには恩恵としての矯正という観念が介在している。本来、怠惰は本人のものであるが、それを恩恵として矯正させるというのだ。本来救われえない罪人を神が救うというのと同型である。この時期の思惟において、矯正の力は後から働くのであり、この時間上の切断において、罪から救えるその力がその罪以前に作用していればという発想が存在せず、内部を規定する原因が問われない。

介入の諸戦略に連続し、19世紀に入ると、実証科学的に個人の行為・性質の原因を探ろうとする動きが現れる。それは、個々人の行為・様態を規定する要因（環境因・遺伝因）を経験的な手法によって探し出そうとするのであり、また、その諸個人の特性を、その正／負の産出との（さらに「社会」のある状態、達成されるべき／されるべきでない状態との）相関において捉えるのである。

教育・生産の領域では、知能の規定因が問題となる。能力主義の言説は、才能と努力次第で誰でも成功することができることを教えるのだ

が、現実には階級、階層秩序は固定されたままである。その原因を社会的な環境の差異に求め、真正の能力主義を実現するためには環境の差異を消去すべきであるとする言説が現れる。と同時に、差異を生得的な差異に帰因するものとし、改革を無効とする、あるいは有害とする言説が現れる。19世紀末に誕生する知能テスト——それは初等教育において知能の劣る学童を選別するために考察された——は、遺伝説を証明するものとされ、また劣性の遺伝子を持つとされる人々の排除（合衆国における断種法、移民の制限…）のための論拠と、判定基準を与えた。以後、知的能力が参照される政策を巡り、知能テストをその戦場として、生得説と環境説の対立の構図が維持される⁽²⁴⁾。この対立は社会的要因と遺伝的要因という実証科学内部での対立であり、前者は社会という項を持ち出すことによって、帰属—帰責の構制に対して破壊的であり、後者はそれに対する反論という形をとる。だが、遺伝的要因にしても個体に対して本来外部のものではないだろうか。

同時期、すなわち19世紀、犯罪・刑罰の領域では、犯罪の原因を知り、犯罪を抑止しようとする科学としての犯罪学が成立する。生得因を重視する立場と環境因を重視する学派とが対立、やがては融合する。これと並行して、「特別予防」「教育刑」を主張する刑法学における近代学派が登場する。

ここで自由意志・自己原因の存在の主張と、遺伝的・環境的要因による決定の主張との対立が、刑法学における帰属—帰責の論理による応報刑を主張する後期古典派と近代学派の対立として生ずる。両派は、刑罰の目的、それが帰結する刑事政策の方針において対立するのだが、そこで自由意志の存在を認めることができるかどうか、両派のいずれが妥当かという問題を

巡って発生することになるのである。こういった対立はこの時代以前になかったのではないが、第一に決定の主張が実証科学として自立するときに、第二にそれが介入に結びつき現実の政策の一つとなるとときに、対立は単に哲学的な対立という以上のものになる。ここで帰属—帰責の構図を支えてきた能力・性質という項の内在の第一次性が脅かされるのである。さらには、内部一般の存在の先験性が疑わしいものとなる⁽²⁵⁾。

諸戦略の交錯

自由意志の存在を否定、あるいは立証不可能とした場合——不可能なはずだ——個人への帰責の正当性はどのようにして調達されるのか。

個人への最終的な帰属による帰責という理路と別に、その代わりに、帰責によってもたらされる「効用」によって帰責を正当化する言説が存在する。それは帰属の論証を放棄するが、帰責を保存するのである（刑法学における「近代派」、市場経済・私的所有・能力主義の機能主義的正当化）。こうして、対立するものとされた、個体への帰責（その—帰結としての不介入—放置）と、個体への介入の双方が正当化されることになる。

とすれば、すべて目的に対する手段として位置づけられ、その目的を巡って、あるいは他の目的—要件との兼ね合いにおいて、問いが立てられることになるのか⁽²⁶⁾。そうではない。諸個体を巡る諸戦略の配置は、最終的な内部の不可視性にも支えられて、ある目的において自覚化された戦略であるというよりは、自明性のもとに事実として受け取られるものであり、それが具体的にある社会を形づくっているのではないか。その記述を十分な精度まで高めること、それが先決であるはずである。

まず、ここまで追ってきた諸作用は、すべて

内在を前提し、個体への帰責、介入を帰結するものであることを確認しよう。実証科学においてはそれが放棄されたように見えるかもしれない。だが、それは第一次的な原因・要因を個体の外部に措定するとはいえ、——おそらくそれが矯正あるいは排除—隔離の諸戦略とともにあることにも規定されて——、その要因の個体への沈澱、内在化という観念から容易に離れられないでいる。

ある個体（群）がある要因と結びつけられ、しかもそれが個体に内在化されているとされること。まず、要因の措定における限定、そして問題のそれらの個体の側への回収、内在化している個体（群）とそうでない個体（群）の分割、及びその効果。主体化・矯正を、当の者が実際に発見し、また更正したか否かということよりは、この局面で捉えること⁽²⁷⁾。

内在という措定、個人への帰責・介入。これが西欧社会—近代社会を特徴づけると考えることは、大筋で誤っていないはずだ。だが、さらに子細にみるなら、あるいはここでみた諸領域が区切られる境界、さらに別の諸領域（とその境界）に目をやるなら、みえてくるのは、内在と非—内在との、個人への帰属と非—帰属との、分割であろう。その分割がどのようになされているのか。

また、個体内の諸要素の布置がどのようなものとされるか、ということ。それに応じた——ある場合には論理的に排反するような——複数の戦略の交差、あるいは場合に応じた互換⁽²⁸⁾。

これらの機制を明らかにすること。そのためにも、ひとまず粗描された歴史的な諸場面に幾度も降りてみる。そして、さらなる変位が現在感じられ、あるいは予感されているのだとすれば、それはどの部位に現れているのか、どの部位にまで波及する可能性があるのか⁽²⁹⁾。そ

して、非一西欧、と一括することはできないであろう諸社会。

これらを一般的に扱うというより、個別領域において作業を継続することが課題となる。

注

(1) 本稿は筆者の修士論文(立岩〔1985〕)の延長線上にあるが、そこでの諸事実、及び関連文献の紹介は、紙数の都合上、大方省かれている。なお筆者の別稿(立岩〔1986〕)は、修士論文及び本稿の視角から「逸脱」の領域を取り出して検討したものである。

(2) 本稿では主体と制度・規範の定立の関連については(個体が自らの行為の定立者であること)によって、そこに責務が課される、とされることがあり、決して以下の論旨と無関連ではないのだが、少なくとも意志の個性と規範の普遍性といった問題領域については)扱わない。この領域については既に多くの作業の蓄積があるからである。

(3) 1.<内部><外部>、<秩序><非(無・反)秩序>(単に正則的/非正則的な事象の区別の存在という以上の実体的な2つの領域・空間)の表象がしばしばみられる。例えば、ある非正則的な事象の生起は、<外部>の<内部>への浸入、あるいはその徴候、浸入を引き起こすものとして観念され、浸入した<外部>性、浸入の危険性を除去するための手段がとられる。

2.事象の発現点、諸事象の媒介者、総じて諸事象に対して支配力を持つ、日常の世界に対して「外在」的な存在が表象される。この表象によって諸事象(の生成・継起・消滅)が説明・予測され、予測される結果に対応した行為がなされる。またこの存在は、善/悪、なすべき事/なさざるべき事を定立・判断する主体であるとされる。

(4) 以上はある具体的に存在する社会の記述、記述枠組ではない。例えば、多くの社会では、結果責任が課せられるのは限定された場面なのだが、その機制はどうなっているのか。これらの分析はまた別の問題である。さらに、日本の社会は、恐らくまた独自の内部への言及の制度をもつであろう(Ⅲはこれらに対応できるような形で書かれていない)。今後の課題とする。

(5) 身体内諸器官も個体の不可視の内部として捉えることができる。解剖学—臨床医学をこの位相で捉えたのはFoucaultの『臨床医学の誕生』であった。この著作について私達は未だ満足すべき読解を手にしておらず、解説と展開(→「身体」の制度論)が今後の課題である。

(6) 意図と行為を因果関係として捉えることができるかという問題がある。ここではこの問題の検討はしないが、特に分析哲学での議論について検討の必要がある。別途に行いたい。

(7) 吉本〔1978〕、他を参照。

(8) 現実の政治的・宗教的秩序からの疎外、しかもその改変の困難という状況があり、そこでキリスト教は内面という場所に教義を定位させていったのだと考えることもできる。だが私達はこのことについて確実な証拠を持っているわけではない。まず可能なのは教義が可能にする効果を記述することである。

(9) フランスの刑罰制度の変遷についての堀〔1960〕の記述、等を参照。

(10) Foucault〔1976〕(刑罰の制度の変化との並行性についても述べられている)、他を参照。

(11) いうまでもなく、これ自体、一つの規範なのではあるが。但し、原因に対する遡及は一般的に認められる。そこに内部という項が——これ自体は事実の言明として、いわば三段論法の小前提として——入りこむのである。

(12) カント後期(『人倫の形而上学』(1797))で

は、「先占」の「先験的」な正当化という論理がとられる。「先占」が契機として入ってくる限りでは、同じ論理構造になっている (cf. 注⑩)。

- (13) このことは一般に「信教の自由」「思想の自由」といった「寛容」の制度の成立として捉えられる。
- (14) 権利能力概念の変遷について村上〔1981〕, 他を参照。
- (15) Descartesの有名な命題がそれ自体懐疑されることなくその時期存在しえたのだとすれば、それはこういった事情によるものではないか。「契約論」が自然に流通してしまっていること、「経験論」と「合理論」の同位的な対立、についても同様に考えられよう。
- (16) ここで、規範の定立、根拠の問題、命令としての規範と個人の自律の問題、がKantにとって現れる。両者が調停されているとも、あるいは、最終的に超越的な審級を主体の外部に求めることになったとも解釈しえよう。この規範の根拠(の困難)については注(2)に述べたように、さしあたっては考察の枠外にある。
- (17) Foucaultの『言葉と物』がこのこと(及び注(15)(16)で触れたこと)を明確に語っているではないか、とも言われよう。だが、このように言って終わらすためには、まずこの書物を読まなければならない。人間は歴史的な存在である、とか、消滅しつつある、とかいったことはしばしば語られたものの、それ以上のことが語られたことは多くないし、また後に、Foucaultが中世に遡って取り出した主体との関係も明らかにされてはいないのである。
- (18) 他に、行為の現在においてそれを制御しようとする諸作用としての「規律」をあげることができよう。ここではさしあたりこれを考察の対象外におくが、とりわけ、ここで形成される

「知」の問題は重要である。(Foucault〔1975=1977〕:139ff)で論じられる「規律=訓練」は別の契機をも含むが、主要には上の意味で捉えられていると考える。なおこの書で、規律=訓練のものに置かれる主体が、「法的主体」との対比において語られている部分が多くあること(〔1975=1977〕:196, 222, 222-223)に留意されたい。

- (19) ここでもKantが考察すべき重要な対象となろう(例えば、「啓蒙とは何か」(1784))。
- (20) ビューリタニズムにおいても結果的に同様の構造がみられる(cf. 立岩〔1985〕:54-55)…頁数はWor-Pro Version)。
- (21) フランスについて桜井〔1975〕, 等を参照。なお教育については、Durkheimの教育論を、19~20世紀に位置する、それゆえの微妙な性格を有する言説として読むことができると考えている。この領域を扱う中で検討してみたい。
- (22) 矯正施設についてFoucault〔1961=1975〕また監獄についてFoucault〔1975=1977〕, Ignatieff〔1978〕, 両者についてErikson〔1976=1980〕, 他。
- (23) 身体の規律化が精神の秩序をもたらすという表象は、経験主義の言説の中にも存在し、とりわけ教育の場面には、おびただしい規律の実践、実践のための手引きが現れる。その分析は他日を期したい。
- (24) 知能テストについては、Kamin〔1974=1977〕等。
- (25) 後期古典派は——その主張内容は新しいものではないが——むしろ近代派との対立の中で自らを確立していく。具体的な諸見解、対立点、また前期古典派の位置、等についてはここではふれることができない(→立岩〔1985〕, 一書は〔1986〕)。
- (26) この目的の帰属先が、他ならぬ主体であるこ

と(→注②),そしてその現実の主体は、ここで述べてきたように、形成された主体であろうことはおくとしよう——この地点から我々は逃れ難いのだが。

㉗) cf. Foucault (1975=1977:248 ff) (「非行者 (délinquant)」という存在)。

㉘) 例えば、教育という領域。内部が、他者によって可変的であるとされる限りでそれはまず介入の対象となる。しかし他方で、不変的な部分

もまた措定される。それは、いわば「生得的」な能力であり、また「努力」と呼ばれる項である。その境界は不確定なのだが、分割が想定され境界がその都度引かれることによって、介入が維持されつつ、最終的な結果は個体によって引き受けられる。

㉙) 例えば、生体内部への工学的な介入の進展が注目される。

文献(抄)

- Erikson, T. 1976 *The Reformers: A Historical Survey of Pioneer Experiments in the Treatment of Criminals*, Elsevier. =1980 犯罪動研究会訳、『犯罪処遇の改革者たち』,大成出版社。
- Foucault, M. 1961 *Histoire de la folie à l'âge classique*, Plon. →1972 (増補版) =1975 田村俶訳、『狂気の歴史——古典主義時代における——』,新潮社
- 1975 *Surveiller et punir: Naissance de la prison*, Gallimard. =1974 田村俶訳、『監獄の誕生——監視と処罰——』,新潮社,
- 1976 *La volonté de savoir (Histoire de la sexualité I)*, Gallimard.
- 埜 浩 1980 「フランス法制史上の権力と刑事法」,法制史学会(編)『刑罰と国家権力』:431-547,創文社。
- Ignatieff, M. 1978 *A Just Measure of Pain: The Penitentiary in the Industrial Revolution*, Pantheon Books.
- Kamin, L. J. 1974 *The Social Politics of I. Q.*, Lawrence Erlbaum Associates. =1977 岩井勇二訳、『IQの科学と政治』,黎名書房。
- 村上 淳一 1981 「倫理的人格・法的人格・法人」,『法学協会雑誌』98-6:56-96。
- 桜井 哲夫 1975 「民主教育と公教育——フランス第三共和制における『業績』と『平等』」,『思想』618 (1975-12):72-92。
- 佐藤 俊樹 1986 「『自由』と『規律』——ある近代化論——」(未発表)。
- 立岩 真他 1985 「主体の系譜」,東京大学社会学研究科修士論文。
- 1986 「逸脱行為・そして・逸脱者——西欧～近代における——」,『社会心理学評論』5。
- 吉本 隆明 1978 『論註と喩』,言叢社。

(たていわ しんや)